

## 戸籍法施行規則等の一部を改正する省令案の概要

### 第1 改正の趣旨

本省令案は、除籍謄本等により身分関係を証明する場合の増加等に伴い、除籍簿等の保存期間を伸長するとともに、平成19年の戸籍法一部改正後の実務の運用状況を踏まえ、戸籍謄本等の請求の際の権限確認書面や不受理申出等の取扱いについて規定の明確化等を図るため、戸籍法施行規則等（注）について所要の改正を行うものである。

（注）今回の改正対象は、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「規則」という。）のほか、戸籍法附則第三条第一項の戸籍の改製に関する省令（昭和32年法務省令第27号。以下「附則3条省令」という。）及び戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成6年法務省令第51号。以下「平成6年改正省令」という。）である。

### 第2 改正の内容

#### 1 除籍簿等の保存期間の伸長

除籍簿等の保存期間を現行の80年間から150年間に伸長し、併せてその再製資料等となる受附帳の保存期間を現行の50年間から150年間に伸長することとする（規則第5条第4項、第10条の2第2項、第21条第3項、第88条第3項・第4項、附則3条省令第7条、平成6年改正省令附則第2条第6項）。

#### 2 権限確認書面の有効期限

戸籍謄本等の請求の際の権限確認書面のうち官庁公署の作成したものはその作成後3か月以内に限る実務の運用を踏まえ、所要の措置を行うこととする（規則新第11条の4第2項）。

#### 3 戸籍手続において提供された書面の原本還付

戸籍謄本等の請求を始めとする戸籍手続において提供した書面についての原本還付に関する実務の運用を踏まえ、その手続等について所要の措置を行うこととする（規則新第11条の5、新第11条の6、第52条の2、新第67条第2項）。

#### 4 不受理申出及びその取下げの方法

不受理申出及びその取下げに関する実務の運用を踏まえ、不受理申出等の出頭要件の例外として許容される場合を明らかにし、その他所要の措置を行うこととする（規則第53条の4）。

### 第3 参考

施行時期 未定（公布の日の約1か月後を予定）